

施行日	目的	内容
2008年4月	「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正 公開価格の決定プロセスの明確化、適正な価格決定への対応、重複申告・空積みの防止への対応等、適切なブックビルディングが実施される環境整備	Ⅱ. 改正の骨子 第2条の定義規定に「ブックビルディング」、「想定価格」、「仮条件」、「公開価格」の定義を置く  (1) 価格等の妥当性の確認 (2) 公開価格決定プロセスの構築等 (3) 適切なブックビルディングの実施
2009年4月	「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正  上場会社役員が、公募増資実施直前に自社株を売却したことが判明、「会員における引受けのあり方に関する検討会」検討結果を踏まえ	① 主幹事会員は、上場発行者の役員が、未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 ② 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。 ③ 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が①の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 ④ 主幹事会員は、①の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。
2009年6月	「証券化商品の販売等に関する規則」等の制定	「証券化商品の販売等に関する規則」制定 「標準情報レポート・パッケージ」制定 協会員が証券化商品の販売等を行うに際し、トレーサビリティを確保するに足る態勢を構築するための具体的な検討を踏まえ、「証券化商品の販売等に関する規則」等の制定
2009年6月	「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正  弊害防止措置の規定の緩和に伴う、引受会員が親子法人等の関係にある株券の募集に係る引受けの主幹事会員となるための要件を明確化するため	① 「独立引受幹事会員」、「親法人等」、「子法人等」の定義を追加することとする。 ② 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ハの規定により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が、新規公開において行う株券の募集の引受け又は上場発行者として発行する株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合は、引受審査及び発行価格の妥当性を確保する目的から発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手続きに係る契約を締結しなければならない。 ③ ②の他、引受会員が主幹事会員となるための要件を定める。 ④ ②に規定される引受けにおいて、引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっての要件を定める。 ⑤ 独立引受幹事会員の追加、交代又は減少があった場合の引受けの取扱いについて定める。
2009年7月	「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」等の一部改正等	○不適切な資金調達スキームを幅広く排除（牽制）するための規定を新設 ※アーバンコーポレイションが発行したCB等を巡るBNPパリバ証券会社東京支店の契約等行為のあり方に関しては、CB等と関連したスワップ取引の存在が開示されていなかったことへの批判や指摘
2010年5月 (一部,2011年1月)	「CFD取引に関する規則」の制定	1. 「CFD取引に関する規則」の制定 2. 「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について 3. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
2011年1月	「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正	本協会自主規制規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が制定されたことに伴う、証券会社が引受けを行う場合など有価証券の発行段階等における反社会的勢力排除の規定についても整備を図るため
2011年12月	「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正	(1) 主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第26号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならないこととする。 (2) 会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第26号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならないこととする。 何人も増資公表後新株等の発行価格決定までの間に空売りを行った場合に、当該増資に応じて取得した新株等により空売りに係る借入れポジションの解消を行ってはならないとされるとともに、金融商品取引業者等が顧客に新株等を取寄せようとするときには、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法によりこの規制の内容を適切に通知することとされた

2012年4月	店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規則の一部改正	(1) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて (2) 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について (※(2)は2012年9月より施行)
2012年4月	「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正 ライツオファリングに関する制度整備	(1) 「コミットメント型ライツ・オファリング」の定義を追加することとする。 (2) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受けを行うに当たっては、当該引受会員による新株予約権の行使に伴う払込日までの企業動向についての確かな情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。 (3) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受業務において上場発行者等から新株予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券の取得状況を開示する等の措置を取らなければならないこととする。 (4) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受業務において上場発行者等から新株予約権証券を取得した場合、60日を経過するまでの間に基準日が設定された株主総会において、新株予約権を行使して取得した株券等の議決権を行使してはならないこととする。 (5) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オファリングのうち、特定の外国居住株主の新株予約権の行使が制限されるものを引き受ける場合にあっては、新株予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。 ○コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受を行った会員が作成する財務諸表への注記事項を追加することとする。
2013年7月	公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正	1. 引受会員は、その役職員により募集又は売出しに係る法人関係情報の外部への漏えいが行われたことが、当該募集又は売出しの公表前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならないこととする。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならないこととする。 2. 主幹事会員は、募集又は売出しの公表前に、当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引が行われたことが判明した場合又は当該募集又は売出しに係る上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合には、当該募集又は売出しの日程について、当該上場発行者と協議を行うこととする。
2013年12月	「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正	「バイナリー・オプション取引に係る諸課題検討を踏まえ、 「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正
2014年4月	「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく規則改正	「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正 (1) 認定資料による審査を行う例外的な手続きの創設 (2) 「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し (3) 役職員に関する処分等のあり方について (4) 法令等違反行為を行った役職員への対応等
2014年12月	投資信託等のトータルリターンのお知らせの通知制度導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正	(1) 顧客から保管の委託等を受けている投資信託等のトータルリターンについて、別表に定めるところにより通知しなければならないこととする。 (2) トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託等の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について、別表において定めることとする。
2014年12月	「外国証券の取引に関する規則」の一部改正	一定の類型のリスクに対する規制 ○信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する ○デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する ○我が国に持ち込まれる又は我が国の投資信託に組み込まれる外国籍投資信託についても、各国の法制の相違を踏まえつつ、原則として同様の取扱いとするが提言されたことを受け
2015年5月	金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等	1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の制定 2. 「株主コミュニティに関する規則」の制定 3. 店頭有価証券に関する規則の一部改正 4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正 5. 協会区分における「特定業務会員」の設置、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度の創設等に伴う関係諸規則の改正
2015年11月	「外国証券の取引に関する規則」の一部改正	「投資信託及び投資法人に関する法律」等の一部改正において、投資信託の運用報告書が運用報告書（全体版）及び交付運用報告書に二段階化され、運用報告書（全体版）については電磁的方法による提供が前提 (1) 外国投資信託証券目録見書等の提出義務の見直し 代行協会による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目録見書及び決算報告書等の本協会への提出義務を廃止する。 (2) 外国投資信託証券の運用報告書の電磁的方法による提供時における送付義務の見直し

2016年12月	「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正	<p>1. 小口投資家の定義の見直し</p> <p>小口投資家の定義から除く対象に、外国の法人で上場企業又はこれに準ずる会社の性質を有するもの、国、地方公共団体、金融商品取引法第2条第1項第3号の債券発行団体、官公庁共済組合、学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人を加える改正を行う</p>
2017年4月	「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定等	<p>協会が行う社債券の私募等の取扱い等において、規制の対象とする社債券の範囲、当該社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項について検討</p> <p>1. 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定</p> <p>2. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正</p>
2017年7月	新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正	<p>(1) 引受会員が、関係する発行者が新規公開において行う株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、第9条第2項、第10条及び第11条の規定を準用し、現行の親子法人の主幹事引受制限と同様の措置を講じることとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、引受会員は、(1)の新規公開に際して関係する発行者が提出する有価証券届出書に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式記載上の注意(6)dの規定に準じる記載をするよう、当該関係する発行者に要請しなければならないこととする。</p> <p>(3) 引受会員は、次の①、②のいずれかに該当する場合に限り、発行者が再上場において行う株券の募集又は売出しの引受けに係る主幹事会員になることができることとする。</p> <p>① 引受審査開始日又は公的再生支援に係る政府が出資して特別の法律により設立された法人若しくはこれに関連する者により当該引受会員を再上場に係る主幹事会員となる者として指名する旨の公表がされた日のいずれか早い日において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有していない場合。</p> <p>② 当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有している場合であって、それらの者が当該株券等を最後に取得した日から引受審査開始日等までの期間が2年を超える場合。</p> <p>(4) (3)に基づき主幹事会員となった引受会員並びにその親法人等及び子法人等は、当該引受会員が(3)の再上場に係る株券の引受けを行う前に、当該発行者の株券等を取得してはならないこととする。</p> <p>(5) (3)の「公的再生支援」について、公正取引委員会「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」(平成28年3月31日)における定義と同じ定義を定めることとする。</p> <p>※親子上場の主幹事関連</p>
2019年7月	「外国証券の取引に関する規則」の一部改正	<p>1. 外国証券の決済期間の短縮化</p> <p>外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とする</p>
2019年7月	PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正	<p>1. PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正</p> <p>2. PTS信用取引導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正</p> <p>3. その他(公開買付けに関する「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正)</p> <p>(※3のみ2018年4月施行)</p>
2019年8月	「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部改正	<p>1. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について</p> <p>(1) 株主コミュニティの組成対象、株主コミュニティへの参加に関する勧誘が可能となる者及び株主コミュニティ銘柄に関する提供可能な情報を拡充する。</p> <p>2. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について</p> <p>(1) 協会は、経営権の移転等を達成するために行われる一連の店頭有価証券の売買又は売買の媒介について、投資勧誘を行うことができることとし、そのために必要な規定を新設する。</p>
2020年3月	総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等	○商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る対象業務の追加